

隠岐の島町森林整備計画 変更箇所一覧

		変更前	変更後
No.1	P7 14行目	製材工場等の原木需要情報と林業事業体の原木供給情報を効率的に共有する仕組みの構築やトレーサビリティなど原木管理の効率化に向けた取組を推進します。	製材工場等の原木需要情報と林業事業体の原木供給情報を効率的に共有する仕組みの活用や、原木の増産、流通の多様化に対応した原木の仕分け能力の強化、トレーサビリティなど原木管理の効率化に加え、合法伐採木材等の流通・利用について地域材や合法伐採木材を実需者が選択できるよう取組を推進します。
No.2	P10 21行目	記載なし	森林経営計画による施業の集約化にあたっては、主伐主体によるより効率的な原木の生産基盤とするため、まとまりのある森林資源を有する地域での計画作成を推進します。特に、スギ・ヒノキ人工林が充実するエリアを中心に、製紙・燃料用チップやきこの類の生産資材として利用可能な広葉樹天然林や、公益的機能を損なうこと無く資源として利用可能な保安林、樹種転換が可能なマツ林なども積極的に森林経営計画に取り込み集約化を図る。 さらに、林内路網の整備や伐採適地の選定等が効率的に行われるよう、森林組合等林業事業体との情報共有及び航空レーザ測量等を活用した森林情報システム（森林GIS） データの更新等を積極的に進め、森林経営計画の作成を促進する。
No.3	P20、21 37行目	記載なし	7 森林の土地の保全に関する事項 （1）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 林地の保全に支障を及ぼさないよう、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、実施する地区の選定を適切に行う。 なお、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地において、制度を適切に運用することとする。
No.4	P28 7行目	なお、複層林造成時には、上層木の最終間伐時に、雑草灌木類を伐倒整理して地拵えを行う。	削除
No.5	P28 15行目	苗木については、成長が良く、材質に優れ花粉も少ない特定母樹の種穂から育成される苗木の導入に努めます。	苗木については、成長が良く、材質に優れた特定母樹の種穂から育成される苗木や、花粉発生源対策に取り組むための少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の導入に努める。
No.6	P32 10行目	②標準伐期齢以上：16齢級（スギ）、18齢級（ヒノキ）以下を対象とし、15年に1回以上は間伐を実施	②標準伐期齢以上：林冠が閉鎖するなど、間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意して間伐を行う。
No.7	P36 【別表1】	【別表1】 林道等の開設・拡張計画 「上ヶ床支線：延長1000m」 を削除	【別表1】 林道等の開設・拡張計画 「元屋線：延長770m」 を追加